

## 東アジア共同体を考える

### 1、EU（欧州連合）の現状と歴史

#### （1）概念

- ① 地域共同体創設の要件（EU の場合）【東アジア共同体の場合】：進藤栄一の整理
  - ・ 共通の脅威（ソ連共産主義）【アメリカン・グローバリズムの跋扈】
  - ・ 共通の利益（戦後復興）【域内相互依存による経済と社会の活性化】
  - ・ 共通の価値観（下記②参照）【都市中間層の広がり、基層としての儒教文化、「多にして一なる」秩序感】
- ② 欧州連合の価値観：「欧州連合は、人間の尊厳に対する敬意、自由、民主主義、平等、法の支配、マイノリティに属する権利を含む人権の尊重という価値観に基づいて設置されている。これらの価値観は、多元的共存、無差別、寛容、正義、結束、女性と男性との間での平等が普及する社会において、加盟国に共通するものである。」（欧州連合条約第2条）

#### （2）現状

- ① 加盟国数は、欧州経済共同体設立を定めた欧州経済共同体設立条約発効時の6か国から、2013年7月のクロアチア加盟により28か国にまで増加
  - ・ 原加盟国：フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク
  - ・ その後の加盟国：ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、クロアチア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国
- ② 経済統合
  - ・ 欧州連合条約（マーストリヒト条約）の発効前（1986年）に調印された「単一欧州議定書」によって市場統合が実現
  - ・ シェンゲン協定（1985年、独仏・ベネルクス5か国の「ヒトの移動に関する域内国境の撤廃」をする条約）：域内での国境通過の手続き等の負担を大幅に削減
  - ・ 欧州連合条約発効後、通貨統合が進展（1999年、単一通貨ユーロの導入）
  - ・ 欧州委員会による共通農業政策：食料の安定供給確保、農家の保護
  - ・ 1998年6月、欧州中央銀行制度（欧州中央銀行と加盟国の中央銀行で構成）発足
  - ・ 2005年域内排出量取引制度の導入

#### ③ 政治統合：

- ・ 1993年に発効した欧州連合条約（マーストリヒト条約）では、次の事項が盛り込まれ、これに基づき、主要な国際問題に関する共通の行動や、移民、国境管理、テロ・麻薬対策などに関する協力が行われた。
  - 将来の防衛分野での協力も視野に入れた共通外交・安全保障政策（CFSP）
  - 加盟国国民に共通の市民としての基本的な権利（地方自治体選挙権等）を認める欧州市民権の導入
  - 欧州議会の直接選挙の実施、欧州連合基本権憲章の採択
  - 司法・内務分野の協力等
- ・ 特に、1999年のアムステルダム条約発効以降、CFSPが強化され、安全保障分野についても、これまでに文民・軍事両面で20を超える危機管理ミッション（ESDP。ただし、リスボン条約の発効によりCSDPに改名）が各地に派遣され、国際社会の平和と安定に貢献している。
- ・ また、2009年のリスボン条約発効により、外務・安全保障政策上級代表ポスト（現アシュトン上級代表）の設置。
- ・ 2010年7月に欧州対外活動庁（EEAS）の設置決定、2011年1月に正式発足。

#### ④ 主要機関

### 1. 欧州理事会（政治レベルの最高協議機関）

EU各国首脳、欧州理事会議長及び欧州委員会委員長により構成（通常年4回開催）。欧州連合の発展に必要な原動力を与え一般的政治指針を策定する。共通外交安全保障政策の共通戦略を決定。

### 2. EU 理事会（決定機関）

EU各国の閣僚級代表により構成されるEUの主たる決定機関（外務理事会、総務理事会、経済・財政理事会等分野毎に開催される）。外務理事会の議長はキャサリン・アシュトン（Catherine ASHTON）外務・安全保障政策上級代表。それ以外のEU理事会の議長は半年交代の輪番制議長国閣僚（2013年後半リトアニア、2014年前半ギリシャ）。

### 3. 欧州委員会（執行機関）

加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成（各国1名の計28名、任期5年）。省庁に相当する「総局」にわかれ、政策、法案を提案、EU諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行。

#### 4. 欧州対外活動庁(執行機関)

リスボン条約に基づき 2011 年 1 月に正式発足した、EU 版外務省。職員は、欧州委員会、EU 理事会事務局、加盟国政府関係者から構成される。組織は、役員会 (Corporate board) の下に、地域・機能毎にわかれた局があり、EU の外交政策を立案、執行する。

#### 5. 欧州議会(諮問・共同決定機関)

諮問的機関から出発し次第に権限を強化、特定分野の立法における理事会との共同決定権、EU 予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権等を有する。定員は 766 名 (2014 年まで)、各国を一つの選挙区とする直接選挙 (定員は各国の人口に配慮し配分、選挙方式は国により異なる) により選出 (前回選挙: 2009 年 6 月)。

#### 6. 欧州司法裁判所

EU 法体系の解釈を行う欧州連合の最高裁。憲法裁判所、国際裁判所、行政裁判所、労働・普通裁判所としての機能を併せ持つ。加盟国の合意により任命される 28 名の裁判官と 8 名の法務官 (いずれも任期 6 年) により構成。加盟国の国内裁判所で提起された EU 法上の問題について「先行判決」を下す制度を有する。第一審裁判所もある。

##### (3) 歴史

- ① 1952 年 欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 設立 (パリ条約発効)。原加盟国: フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク
- ② 1958 年 欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (EURATOM) 設立 (ローマ条約発効)
- ③ 1967 年 3 共同体の主要機関統合
- ④ 1968 年 関税同盟完成
- ⑤ 1979 年 欧州議会初の直接選挙実施、欧州通貨制度 (EMS) 導入
- ⑥ 1985 年 シェンゲン協定→アムステルダム条約の付属議定書へ
- ⑦ 1987 年 「単一欧州議定書」発効
- ⑧ 1992 年末 域内市場統合完成
- ⑨ 1993 年 11 月 マーストリヒト条約 (欧州連合の創設を定めた条約。附帯議定書では単一通貨ユーロの創設と 3 つの柱構造【欧州共同体の柱、共通外交・安全保障政策の柱、司法・内務協力の柱】の導入を規定) 発効

- ⑩ 1994年1月 欧州経済領域（EEA）発足
- ⑪ 1999年1月 経済通貨同盟第3段階への移行（ユーロの導入）
- ⑫ 1999年5月 アムステルダム条約（マーストリヒト条約をさらに進め、加盟各国のアイデンティティを尊重しながら、政治的・経済的・社会的により密接に統合された単一欧州の実現を目指す条約）発効
- ⑬ 2002年1月 ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
- ⑭ 2002年7月 ECSC条約の失効、ECSC解消
- ⑮ 2003年2月 ニース条約（従来のマーストリヒト条約、アムステルダム条約などの諸条文を改定し、加盟国のうち8カ国の参加などを条件に統合政策を率先して進める先行統合や、7割強の票で多数決が成立する採決方式を導入）発効
- ⑯ 2005年5月 プリューム条約（「テロや国境を超える犯罪に対処するための相互協力」を定めた7カ国の条約）調印→2008年にEU法へ
- ⑰ 2009年12月 リスボン条約（欧州理事会常任議長、欧州外務安全保障上級代表、新欧州委員会の設置。欧州対外活動庁は2011年1月に発足）発効

## 2、東アジア共同体の構想

### （1）主な構想

- ① 地理的範囲：潜在的な仮想敵国もメンバーに加え、経済社会的諸力を組み入れた協調的安全保障方式を軸とする。
  - ・ 北東アジア（日中韓）
  - ・ 東南アジア+北東アジア（ASEAN+3）
  - ・ 環太平洋（ASEAN+6（印、豪、ニュージーランド）、APEC、TPPなど）
- ② 協力対象の範囲
  - ・ 東アジア地域における安全保障の中心的課題は、本来的に、（ウェストファリア体制（主権国家体制）固有の伝統的安全保障課題ではなく、）以下のような非伝統的な安全保障課題＝リスク課題→その解は、（他国からの侵攻に対する軍事的手段又は防衛ではなく、）自国内と地域内の政治的社会的安定化又は解決（進藤栄一）
    - 国境を越えた海賊やテロ、麻薬や人身売買
    - 山火事による煙害、水質汚染、黄砂などの環境劣化
    - SARS（重症急性呼吸器症候群、ウイルスにより伝染する新型肺炎）や鳥インフルエンザの拡延
  - ・ 政治・安全保障協力
    - 1994年7月：ASEAN地域フォーラム（ARF）
    - 1995年12月：東南アジア非核兵器地帯条約の締結
    - 2003年12月：東南アジア友好協力条約（地域の紛争予防、平和的处理、領土

帰属確定の勧告など)

- 2010年5月：日中韓三か国首脳会談の「日中韓三か国協力ビジョン2020」(「三者間協力事務局」の設置、自然災害への対処、安保分野での対話強化、国際犯罪に対処するための三国間の警察協力メカニズムの設立などを決定)
- 北東アジア非核地帯条約構想

・ 経済協力

- 1993年1月：ASEAN自由貿易協定(AFTA)
- 2000年5月：チェンマイ・イニシャティブ(ASEAN+3における通貨スワップ協定を含む資金協力の枠組み)
- 東アジア自由貿易協定(2001年11月、有識者から成る「東アジア・ヴィジョン・グループ」により各国首脳に提案)
- 日中韓自由貿易協定(2007年1月、日中韓首脳会談で促進に一致)

・ 総合的協力

- 1997年12月：ASEAN首脳会議「ASEANビジョン2020」(経済・安保・社会・文化面での統合を深化させるASEAN共同体を2020年までに実現する。)
- 1999年11月：ASEAN+3首脳会議「東アジアにおける協力に関する共同声明」(経済、社会、政治、安保に関し包括的な協力を行う声明)
- 2003年10月：ASEAN首脳会議「第2ASEAN共和宣言」(ASEAN安保共同体、ASEAN経済共同体、ASEAN社会・文化共同体を通じてASEAN共同体の実現を目指す。)
- 2009年5月：鳩山由紀夫・民主党代表は、「日米安保条約は外交の要」としながらも、友愛精神に基づいた「東アジア共同体」を提唱。内容としては、日本・中国・韓国を中心とした東アジアが集団安全保障体制を構築し、通貨の統一も実現すべき、とした。

(2) 最近の経緯

- ① 1989年11月 APEC(環太平洋経済協力会議。当初12か国、現在21か国・地域が参加)発足
- ② 1993年1月 AFTA(ASEAN自由貿易協定)締結
- ③ 1996年3月 アジア欧州会合(ASEM)開催：EU諸国とASEAN+3との会合)
- ④ 1997年12月 アセアン非公式首脳会議で「ASEANビジョン2020」採択
- ⑤ 1999年11月 ASEAN+3首脳会議で「東アジアにおける協力に関する共同声明」採択
- ⑥ 2000年5月 ASEAN+3蔵相・中央銀行総裁会議でチェンマイ・イニシャティブ

合意

- ⑦ 2003年10月 アセアン首脳会議で「第2ASEAN 共和宣言」を採択
- ⑧ 2003年12月 日本・ASEAN 特別首脳会議で「日本・ASEAN 東京宣言」「日本・ASEAN 行動計画」の採択
- ⑨ 2005年12月 初の東アジアサミット（於、マレーシア）
- ⑩ 2007年1月 アセアン首脳会議で、セブ宣言（2015年にASEAN 共同体を実現する。）を採択
- ⑪ 2008年 日中韓三カ国サミットの開催
- ⑫ 2010年5月 日中韓三カ国首脳会談「日中韓三カ国協力ビジョン2020」発表

### （3）障害要因

#### ① 日中・日韓の政治的対立

- ・ EU 統合の際にその進展の原動力となったのは、二度の大戦の歴史を超えて協力関係を構築した仏と独。国民性や思考方法の相違から融和が困難とされた両国であるが、中長期的な視野に立った上で互いに国益を優先し、仏の政治力と独の経済力を用いて欧州の発展と安定に貢献した。欧州諸国は、"二つの全体主義（ナチズムと共産主義）との闘い"という共通の歴史観を持つ。
- ・ 中国・韓国と日本との政治的対立：「政治的対立」の根底には歴史認識問題や教科書、靖国参拝といった問題がある。この問題を巡っては、中国や韓国は未だに日本に対し感情的な溝を持ち、それが相互信頼や共同体意識の構築を阻害している現状がある。中韓両国政府は、歴史認識問題を理由に、日本を敵対視する教育や日本文化に対する規制を行い、両国民には反日感情が浸透し、若い世代ほど反日感情は根強いと言われる。
- ・ 中国：中国各地での反日デモに象徴されるように、領土係争（尖閣諸島）や歴史認識に基づく反日感情は根強い。他方で、国内に不安定要因を多数抱える中国は、安定した持続的発展のために、日本をはじめとする世界各国の協力を現在でも必要としている。
  - 戦後も中国が大国化するまでは日中間には太い人脈があり、両国の首脳が何ら支障なく会談できるような機会があった。
  - 2002年：日中国交回復30周年に当たる年に両国首脳相互訪問が実現せず。
  - 2004年3月：中国活動家の尖閣諸島上陸、
  - 同年5月：東シナ海における海底油田の開発問題
  - 2006年8月15日：小泉首相の靖国神社参拝
  - 2010年9月：尖閣諸島での中国漁船衝突事件
  - 2012年9月：日本政府が尖閣諸島3島を国有化
  - 2013年11月：中国が、尖閣諸島の上空を含む東シナ海の航空識別圏を設定

- 2013年12月：安倍首相の靖国神社参拝
- ・ 韓国
  - 2002年：サッカー・ワールドカップの共同開催、韓国国内における日本文化の開放など
  - 2003年：盧武鉉が大統領に就任、当初は「過去を直視し、不幸な過去を教訓に、新たな未来に向け進むべき」
  - 2005年6月や2006年10月の日韓首脳会談：盧武鉉大統領は、過去の歴史に対して反省を求めることを重点課題とした。
  - 2011年8月：韓国憲法裁判所が、慰安婦問題について「韓国政府が日本と外交交渉をしないのは憲法違反」と決定。→9月、韓国外交通商部から、日韓請求権協定に基づく協議の申入れ
  - 2012年5月：韓国大法院が、民間人徴用問題について、原告（徴用された韓国人）請求を棄却した原審判決を破棄、差戻しを決定
  - 2012年8月：李明博大統領の竹島上陸→同月、日本政府は竹島問題を国際司法裁判所に提訴する提案をしたが、韓国政府は拒否
  - 2013年3月：朴クネ大統領が、「千年恨」の元となる「韓国が被害者という立場は千年不変」と演説
  - 2013年5月：朴大統領がオバマ大統領に「北東アジアの平和のために日本は正しい歴史認識を持つべき」と発言
  - 2013年7月：ソウル高裁が、民間人徴用問題の原告4名に各1億ウォン（約1千万円）の支払命令。被告の新日鉄住金は再上告。
  - 2013年8月：韓国与野党国会議員が相次いで竹島に上陸
  - 2014年1月：中国ハルビン駅に安重根記念館設置
- ・ 日本：とりわけ中国に対しては、その軍事力や経済力に対し脅威を抱き、敵視する空気がある（中国脅威論）。韓国に対しては、竹島問題、戦後処理問題についての反感、不信感があると共に、韓国企業の国際的プレゼンスの伸長に警戒心が出ている。
  - 日本がバブル崩壊後から長期的に経済停滞をしているのに比べ、20年以上も高成長を続ける中国は、2012年に日本のGDPを追い抜き、世界第2位の経済大国となった。
  - 「日本に悪感情を持った非民主的な軍事超大国が隣に誕生する」という恐怖感がある。
  - 他方で、中国のWTO加盟による貿易自由化の促進や内需の拡大により日本では自動車や電子部品の輸出額が増加し、中国の沿海部を中心に4億人規模の巨大市場が存在し日本企業にとっては大きなビジネスチャンスとなっている。
  - 尖閣諸島の日本政府の国有化を巡る領有問題で、日中関係は近年悪化している。

- 2013年12月の安倍首相による靖国神社参拝が更に中国を硬化させ、中国政府の国際的な対日批判キャンペーン繋がっている。

## ② 日米と中国との主導権争い

- ・ アジア太平洋経済協力（APEC）の重要性を訴える米国も、1990年代初頭に浮上した東アジア経済グループ（EAEG）構想や東アジア経済協議体（EAEC）構想に反対しただけでなく、2004年8月にはパウエル国務長官が「ASEAN+3の枠組みの必要性については未だ納得していない」と発言するなど、東アジアにおける地域化については非常に敏感になっていた。
- ・ しかし、2005年2月の日米安全保障協議委員会（2+2）では、「地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要さを強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する」と共同発表
- ・ 東アジア共同体に反対する米国とそれに追随する日本の一連の動きは、以下を目的としたものとの指摘あり。
  - 米国を中心とする西側諸国の東アジアにおける政治・経済・安全保障上のプレゼンスの維持
  - 21世紀においてアジアの軍事大国としてその存在感を一層増している中国が、東アジアにおけるリーダーシップを確立することを阻止
- ・ 2011年、米韓自由貿易協定締結及び野田政権の米国主導 TPP 交渉への参加表明で、アジアおよび環太平洋諸国経済圏構想の情勢は大きく動き始めた。これまで米国やインドを除外する ASEAN+3 を主張していた中国も、インド等を含める ASEAN+6 構想や米国の参加を無視できなくなってきたとする見方が強い。
- ・ いずれにしても、世界第3位の経済規模を有し貿易額も大きい日本は、米国と中国の両陣営から経済圏構想への参加を求められている状況にある。その中で、日本が、アジア経済圏構想におけるリーダーシップをいかに取るかが課題。

## ③ 孤立化する北朝鮮の問題

- ・ 中国は、北朝鮮の核開発について反対することを明言しているものの、依然として中朝友好協力相互援助条約の下に緊密な関係を有している。しかし、日本、韓国との関係は、核開発問題、拉致問題等を巡って非常に険悪な関係にある。
- ・ 北朝鮮における地域協力の障害となる課題として、次のような課題も大きい。
  - 政治的に自由主義体制を取っていない。
  - 「先軍政治」の下、米、韓、日との軍事的緊張を作り出すことによって、国際交渉を有利に進めようとしていたり、国内政治における統治力を強化しようとしている。



#### ④ 日本における地域協力の障害となる課題

- ・ 地域共同体の成立のためには「ヒト」「モノ」「カネ」の移動に対する自由化が必要不可欠である。しかし現状においては、日中韓の間でのそれらの移動の自由化は、以下のような問題があると指摘され、地域統合に対する課題は極めて大きい。
  - 「ヒト」の自由化を試みた場合、日本に大量の貧困層が流入する。
  - 「モノ」の自由化を試みた場合、中国等から問題ある食品や商品がチェックされずに日本に流通する。
  - 「カネ」の統合を行った場合、国際通貨である日本円の価値で中国元の価値を支えることになる。
- ・ 日本政府は、
  - 開かれた地域主義：ASEAN+3を基礎としながらも、機能的アプローチを通じてインド、豪州、ニュージーランド、米国等とも連携するいわゆる ASEAN+6を指向する。
  - 機能的アプローチ：地域の多様性に鑑み、当面は、FTA/EPA や、金融（チェンマイ・イニシアティブなど）、国境を越える問題等の地域協力を優先させる。
  - 普遍的価値の尊重：複数政党制民主主義、市場経済（WTO ルールの遵守など）、人権を尊重する。

を基本的立場としている。

- ・ 農業の貿易自由化は日本の農家にとっては死活問題となる。とりわけこの問題に敏感なのは農業関連の従事者や組織。FTA の過程において構造改革を迫られる農業などの分野では FTA に関して反対の声が非常に根強い。
- ・ 農業問題と共にしばしば FTA による弊害として取り上げられるのが、労働市場の開放（いわゆる“ヒトの移動”）である。
  - フィリピンとの 2 国間 FTA からわかるように、日本国内では外国人労働者の受け入れに対する反対の声が根強い。人数制限や入国後の管理が困難なこと、外国人犯罪の増加による社会問題の発生等が懸念されている。
  - 日本と欧米の労働市場（2004 年）を比較すると、外国人就業者の比率は米 15%、独 12%、仏 11%、英 10%となっているのに対し、日本は約 1.5%と突出して低い。しかし、現実には、日本には約 200 万人の外国人が居住し、半数以上が正式な就労入国査証は未取得ながらも就業している（留学や就学、研修などの名目で入国し、いわゆる単純労働に就労）と推定されている。
  - この建前と現実の深刻な乖離の実態を踏まえ、専門的な知識を持つ高度人材・単純労働者の分け隔てなく、日本社会が、どのように外国人を受け入れ、教育体制の整備などを通してどのような多文化共生の風土を築き上げていくのかについて、議論の必要性がある。

- ⑤ 中国における地域協力の障害となる課題
  - ・ 政治的に自由主義体制を取っていない。
  - ・ 多くの少数民族を抱え、国民国家アイデンティティの形成と保持が重要な問題。

- ⑥ 韓国における地域協力の障害となる課題
  - ・ 北朝鮮との軍事的緊張など分断国家としての問題が多い。

(4) 障害の克服策（特に、EU 形成過程の経験に学ぶ）

- ① 欧州政治協力（EPC）方式の採用：EU の中でも制度発展が遅れていた外交・安全保障領域では、「統合」ではなく、「政府間協力」の方式から出発した。
- ② EU の「柔軟性原則」（多段階統合方式又は中核ヨーロッパ方式）の応用：いくつかの核となる国々が先行して協力の枠組みとなる条約を締結し、その枠組みを順次拡大する。日本とアセアン、日韓とアセアン等、現実的な組み合わせで条約を締結していく。
- ③ 独仏協力条約（エリゼ条約）の経験に学ぶ：地域内の二カ国で、特定分野における協力関係を特に深化させ、地域的な協力の安定した柱とする。（例）1963年の独仏青少年協会による独仏間の青少年交流（年間30万～20万人、累計800万人以上）
- ④ ベネルックス三国から成る小国連合が、独仏伊三大国の対立を緩和させて結び合わせる「統合の緩衝材」の役割を果たした経験に学ぶ：アセアン小国連合が、日中韓三大国の対立に対し同様の役割を果たす（経済社会領域、安全保障領域）。

3、提言（案）

- (1) EU に対する評価には賛否両論（批判としては、「新自由主義的ルールを欧州市場に持ち込む「トロイの木馬」であった」等）があるが、域内主要国間での軍事衝突が想定され得ず、物理的にも不可能となっている「不戦共同体」が形成されたことは、何よりも高く評価されるべきである。EU は、その点が評価されて、2012年度のノーベル平和賞を受賞した。経済的、政治的統合を目指し、それが大きく前進したことが「不戦共同体」を実現させたと言えよう。
- (2) 他方、東アジア地域、とりわけ我が国周辺地域である北東アジア地域においても、その平和と安定、発展と繁栄を実現するためには、地域内国家間において、軍事的衝突の防止、経済的関係の拡大、政治的信頼の向上等を目指すことが大事。そのためには、将来的目標としてであっても、EU を参考としながら「東アジア共同体」の設立をめざすとの目標を持つことが有用である。「目標」があればこそ、我々が歩みを進めるべき方向を間違わずに済むし、逆方向に進むことによるロスを生じさせなくて済む。
- (3) しかしながら、東アジア地域には、歴史認識の食い違い、政治体制の相違、相互信

頼の欠如、経済力の格差、宗教・文化の違い等、克服が難しい課題があることも事実。それらの課題の克服（注）無くして「東アジア共同体」の設立は望めないであろうし、課題克服にはかなりの時間が必要であろう。

（注：「克服」とは、必ずしも「すべてを同じにする」ということではなく、「違いを最小限にする努力をしつつも、違いとして認容できるものはお互いに認め、共存していくことを可能な状況にしていく」ことも含まれると考える。）

(4) いずれにしても、「目標」を持って具体的歩みを進めるに当たって、EU 設立とその拡大の歴史は、非常に参考となるものである。東アジアの地域内国家間において、分野別協力を行う方法、協力対象国を段階的に増やしていく方法、協力の度合いを緩やかなものから強力なものに進化させていく方法等をケース・バイ・ケースで選択していくことが考えられる。

(5) 現状の東アジア、とりわけ北東アジアにおいては、最優先で取り組むべきは、軍事的リスクへの対応を強化することである（注）。具体的には、「突発的な軍事衝突が生じない仕組み」、「万が一、地域的・突発的軍事衝突が起こった場合の緊急対応の仕組み」等を作ることが急がれる。これによって、過度に「軍事的脅威」を誇張する風潮を防止し、地域内の安全保障に関して冷静な議論を促すという効果も期待できる。

（注：アセアン諸国は、数千の島々の領域確定ができていない域内にあって数十の領土紛争を抱えているが、アセアン創設以来 40 年間、ARF 設立 20 年後の今日に至るまで、一度も軍事衝突を起こしていない。）

(6) それとともに、将来展望に立った歴史認識問題の克服、地域内での経済活動の自由化・共通ルール化、文化・スポーツ等の分野での交流拡大等に段階的であっても前向きに取り組むことが望まれる（但し、TPP については、「諸制度の米国化」が目指されているという別次元の問題があることに留意する必要がある。）。また、より中長期的な視点に立った場合、東アジア諸国（とりわけ、日中韓 3 国）の青少年交流をエリゼ条約の水準並みに拡充することが有益であり、特に、先の大戦で東アジア諸国に多大な被害と混乱をもたらした我が国が主導的に取り組むことが望まれる。

（了）